

小野柄地域防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

地域おたすけガイドの作成にあたって

- ◎地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。
- ◎災害時は周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ◎防コミで訓練を通して繰り返し検証して、小野柄地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。
- ◎防コミで開催する会議等には、地域内のマンションの理事長等にも参加していただき、日頃からコミュニケーションをとっておきましょう。

平成28年3月作成

小野柄ふれあいのまちづくり協議会防災部会（神戸市中央区）

■小野柄地域の主要施設・設備等

防コミ運営本部 設置場所	小野柄地域福祉センター		
防災資機材庫 設置場所	小野柄 地域福祉センター	みなとのもり 公園	中央消防署
避難所	勤労会館		
避難場所	東遊園地	磯上公園	みなとのもり公園
耐震性防火水槽	磯上公園		
災害時要援護者 名簿保管場所	小野柄 地域福祉センター		
防災行政無線 保有者	――		小野柄 地域福祉センター
地域内の 危険箇所			

(参考) 防コミ運営本部設置基準

- ・震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

①風水害

【災害発生前】

- 防コミ員間での連絡 ⇒ 防コミ運営本部を立ち上げるかどうかの判断。
- 気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、地域の状況を電話等で確認する。
 - カギの保管者名簿を作成し、周知しておく。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等、災害の状況に応じた活動班の編成を行う。

※P.13「防コミ運営本部の班編成」参照

- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、防コミ役員に伝達する。
⇒防コミ役員連絡網の作成。
- 災害時要援護者の安否確認を行いながら、地域福祉センターに参集する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、避難支援班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

【参考】

避難勧告の種類	
避難準備・高齢者等避難準備	災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。 避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。
避難勧告	災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。
避難指示（緊急）	いまにも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。 ※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。
⇒防災部会長（ ）もしくは、地域福祉センターに集まった防コミ役員から他の役員へ連絡。

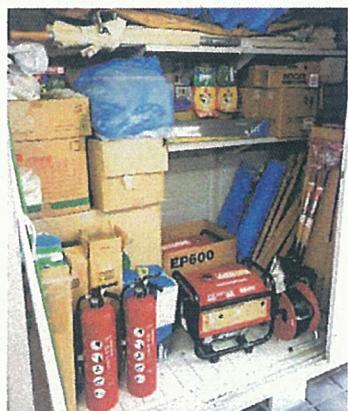
4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、避難支援班により避難誘導を実施する。
※ある程度動ける人は、防コミ役員と一緒に地域福祉センターへ避難する
⇒安否確認票を作成してセンターに保管し、地域福祉センターに集まった人で分担できるようにしておく。
⇒災害時要援護者名簿をセンターに保管し、地域福祉センターに集まった人で分担できるようにしておく。

5 資機材等の確保

- 資源管理班は災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

小野柄地域福祉センター 防災資機材庫収容品リスト



■救助用

- ・スコップ：18本
- ・バール：12本
- ・鋸：12本
- ・折りたたみ鋸：16本
- ・オノ：3本
- ・ハンマー：3本
- ・簡易ジャッキ：8機
- ・ツルハシ：4本
- ・ボトルクリッパー：3本
- ・折りたたみ担架：2台
- ・とび口：4本

■消火用

- ・訓練用消火器：5本
- ・布バケツ：33個
- ・自立式簡易水槽：1個

■その他

- ・ヘルメット：48個
- ・腕章：48枚
- ・トランジスタメガホン：3機
- ・収納庫（中）：1器
- ・携帯用発電機：2機
- ・トランシーバー：4台

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)

※P. 13 「防コミ運営本部の班編成」 参照

- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等、災害の状況に応じた活動班の編成を行う。

※P. 13 「防コミ運営本部の班編成」 参照

- 防コミ運営本部は、情報収集・伝達班から地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各班に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

- 各活動班の人員が不足している場合は、本部が人員を確保する。

2 情報収集・伝達 【情報収集・伝達班：P. 14 「情報収集・伝達」 指示書参照】

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、防コミ役員に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、防コミ役員から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、本部へ伝達する。

3 安否確認 【安否確認班：P. 15 「安否確認」 指示書参照】

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

4 救出・救護 【救出・救護班：P. 16 「救出・救護活動」 指示書参照】

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

5 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

6 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

⇒避難してきた人に記入してもらう「避難者名簿（記入用紙）」を作成し、地域福祉センターに保管しておく。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動 ⇒ 日頃からの消火訓練の実施。

1 地震発生直後の安全の確保。

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 電気のブレーカーを落とす。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。



地震の時に、あなたを守る「3つの行動」



- ① まず、しせいを低くする。
- ② 頭を守る。
- ③ 揺れがおさまるまで、じっと動かない。



地震の揺れそのものでケガをすることは、めったにありません。原因の多くは家屋の倒壊、ガラスの破片など、落下物によるものです。安全な場所へ逃げようと長距離を移動することでケガをする例が最も多く、まずは避難の際の移動距離を最小限にとどめることが重要です。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- カギを持っている人（　　）は、無事なら地域福祉センターを開ける。
あるいは、防コミ役員がカギをもらいに行き、地域福祉センターを開ける。
⇒カギの保管者名簿を作成し、周知しておく
 - 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
 - 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
 - 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等、災害の状況に応じた活動班の編成を行う。
- ※P. 13 「防コミ運営本部の班編成」 参照
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
 - 防コミ運営本部は、情報収集・伝達班から地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各班に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
 - 各活動班の人員が不足している場合は、本部が人員を確保する。

2 情報収集・伝達 【情報収集・伝達班：P. 14 「情報収集・伝達」指示書参照】

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、防コミ役員に伝達する。
- 伝令等により、防コミ役員から地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

3 安否確認 【安否確認班：P. 15 「安否確認」指示書参照】

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。
※玄関で「無事です」「○○へ避難しています」の表示を行う
⇒表示することを、地域住民へ周知する（表示する紙の配布）

4 消火活動 【消火活動班：P.17「消火活動」指示書参照】

*日頃から、マンションの住民の方と一緒に、合同消火訓練を行っておく。

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う。
⇒小型動力ポンプや消防器の研修を受けた人が中心となる
- 出火場所を確認する。
- 防コミ役員が中心となり、地域福祉センターに集まった人で、消火活動人員の割り振りをする。
⇒小型動力ポンプの使い方の研修を受けた人がリーダーとなる
*火災の規模によっては消防器やバケツリレーでの消火も重要です。
- 消火班の人員が不足する場合は、マンション住民に応援を要請する（連絡員が伝令に走る）。

消火用動力ポンプ

【設置箇所】

* 磯上公園

* 中央消防署



■使い方

- ①燃料バルブを開く。
- ②スロットルダイヤルを「吸水・始動」の位置に合わせる。
- ③リコイルスターターハンドルを強く引張り、エンジンを始動させる。
- ④吸水レバーを引き上げ、水を吸い上げる。
- ⑤放水バルブハンドルをゆっくり開きながら全開にし、放水を行う。



4 救出・救護 【救出・救護班:P.16「救出・救護活動」指示書参照】

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
※救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 防コミ役員が中心となり、地域福祉センターに集まった人で、救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 災害時要援護者の避難支援 【避難支援班:P.18「災害時要援護者の避難支援」指示書参照】

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 防コミ役員が中心となり、地域福祉センターに集まった人で、支援者の割り振りをする。
- 要援護者も無事であれば、自宅待機
⇒情報をセンターに集約
- 避難所へ自力で来られた人には、安否確認票に記入してもらう

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報、要援護者の避難状況等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成
- 自宅待機の人へ情報伝達
- 支援物資の配布（自宅待機の人も含めて）

③津波

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、小野柄地域福祉センターに運営本部を設置する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等、災害の状況に応じた活動班の編成を行う。
※P. 13「防コミ運営本部の班編成」参照
- 本部に地域の地図、地域津波防災計画（津波避難マップ）、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達 【情報収集・伝達班：P. 14「情報収集・伝達」指示書参照】

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、防コミ運営本部に伝達する。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。
※ただし、自身が安全に避難できることが必須であるため、災害時要援護者への避難支援は、地震発生後 60 分までに完了する【60 分ルール】。
(災害時要援護者が避難への説得に応じない場合でも、自分自身は地震発生から 60 分後には避難を完了すること)

3 避難支援 【避難支援班：P. 18「災害時要援護者の避難支援」指示書参照】

- 地域内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。
- 浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避ビルに避難する。

「災害時要援護者」とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- 障がいのある方
- 介護が必要な方
- 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

④共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 自宅待機の人への支援物資の配布や情報の伝達を防コミ運営本部（地域福祉センター）が行う。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成29年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。



避 難 者 名 簿

避難所名 :

	氏名	住所	性別	年齢	備考 (持病の有無や配慮事項等)	退所日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

防コミ運営本部の班編成

防コミ運営本部（小野柄地域福祉センター）

情報収集 ・伝達班

P. 14 参照

- * 地区内の被害状況を収集し、ホワイトボード等に時系列で記載する。
- * 収集した各種情報を、防コミ役員に伝達する。

安否確認班

P. 15 参照

- * 避難者名簿を作成する。
- * 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力して安否確認を行う。

救出・救護班

P. 16 参照

- * 防災資機材（のこぎり、バール等）を活用し、救出活動を行う。
- * 負傷者の救護（応急手当）を実施する。

消火班

P. 17 参照

- * 小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用して初期消火を行う。
- * 出荷場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

避難支援班

P. 18 参照

- * 避難所に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- * 本部に集まった人で、支援者の割り振りを行う。

資源管理班

- * 救出・救護等に必要な防災資機材の確保・管理を行う。
- * 非常食や水の確保・管理を行う。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 防コミ役員からの情報収集

地区内の被害状況や避難状況等の情報を収集する。

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手段

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。



必ず右上部
付近に掲示

シールの色分け ● 救助・支援の必要あり ● 安否の確認できず ● 確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。
- 3 本部に集まつた人で、救出・救護活動人員の割り振りを行う。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 ポンプの使い方研修を受けた人が中心となり、で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

※P.7 消火用動力ポンプの使い方参照

災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 2 本部に集まった人で、支援者の割り振りを行う。
※地域福祉センターに保管している災害時要援護者名簿に基づき、民生委員と連携して、避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明、避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。